

# 序章 行動指針策定にあたって

## 1. 行動指針の趣旨

歯や口の健康は、おいしく食べたり、話す楽しみを保つ上で重要であり、身体的だけでなく、精神的、社会的な健康にも影響するため、重要な健康課題です。

国において総合的な歯科保健対策を進めるため、平成 23 年 8 月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行され、また、平成 25 年度からの「健康日本 21（第二次）」では、生活習慣病の予防に重点を置くとともに、重症化予防を重視した取り組みを推進するため、基本的な項目が示されました。健康寿命の延伸と健康格差の縮小のため、歯や口の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善について、目標や目標値を定めています。

長野県では、健やかな毎日を過ごすために平成 21 年度から健康増進計画「健康グレードアップながの 21」の中で、「歯の健康づくり」について推進してきました。

こうした中、さらなる歯や口の健康の維持・増進に向け、平成 22 年 10 月、「長野県歯科保健推進条例」が公布・施行され、平成 24 年 3 月には条例に基づき「長野県歯科保健推進計画」が制定され、歯科口腔保健の推進を図っています。

本市では、平成 25 年 3 月に「安曇野市健康づくり計画（第 2 次）」を策定し、その中でも歯や口の健康について課題、目標等を設定しました。フッ化物洗口の推進等に取り組み、子どものむし歯が減少したものの、歯周病が多発する成人期以降は歯科健診受診者が少ない現状です。また、障がい児・者や要介護者等の口腔ケアの重要性もますます高まっています。

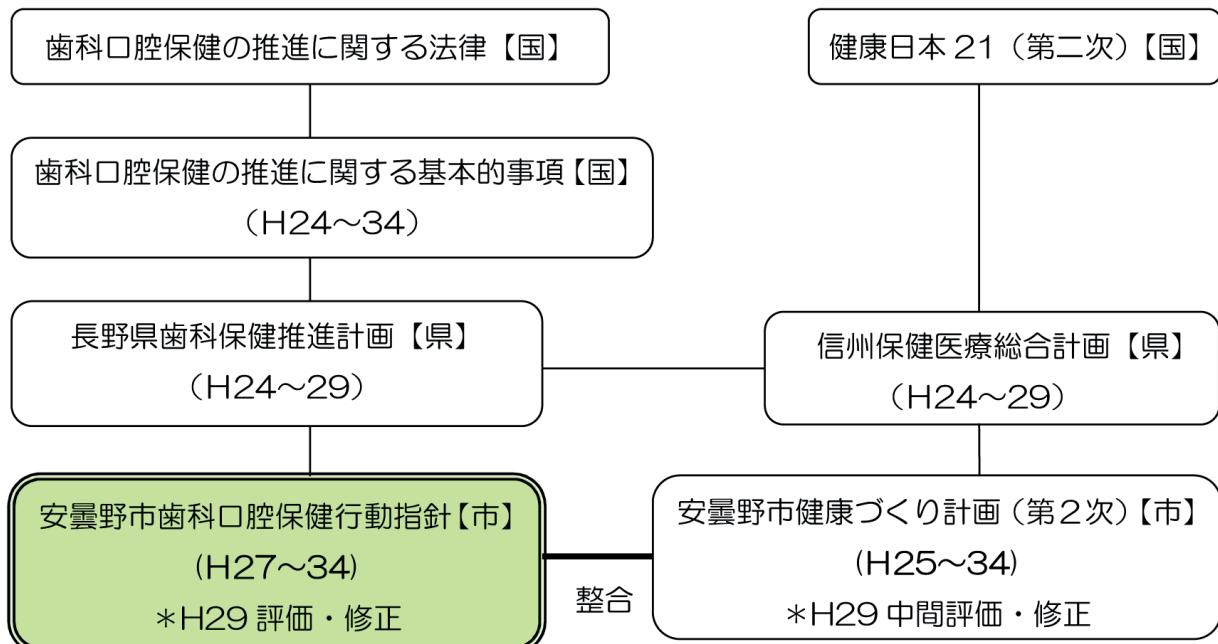
こうした中、平成 26 年 9 月 30 日には長野県下市町村初となる「安曇野市歯科口腔保健条例」を制定しました。今回、安曇野市歯科口腔保健条例を推進するため、より総合的な歯科保健対策を体系的に実施できるよう、安曇野市歯科口腔保健行動指針を策定します。

【参考】歯科口腔保健の国・県・市の主な動向（平成 22 年以降）

時期	事項	実施主体		
		国	県	市
平成 22 年 10 月	「長野県歯科保健推進条例」公布・施行		●	
平成 23 年 8 月	「歯科口腔保健の推進に関する法律」公布・施行	●		
平成 24 年 3 月	「長野県歯科保健推進計画」策定		●	
平成 24 年 7 月	「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の制定	●		
平成 24 年 7 月	健康増進法第 7 条 1 項の規定に基づき国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本方針の全部を改正	●		
平成 25 年 2 月	信州保健医療総合計画策定		●	
平成 25 年 3 月	「安曇野市健康づくり計画（第 2 次）」策定			●
平成 25 年 4 月	「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次））」を開始	●		
平成 26 年 9 月	「安曇野市歯科口腔保健条例」制定			●

## 2. 行動指針の位置付けと役割

本指針は、「長野県歯科保健推進計画」を基本とし、「安曇野市健康づくり計画（第2次）」を上位計画として、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進していく行動指針として策定するものです。



## 3. 行動指針の期間

本指針の期間は、県の計画や「安曇野市健康づくり計画（第2次）」等との整合性を図るため、平成27年度から平成34年度までとします。急激な社会情勢の変化等が生じた場合には必要な見直しを行います。

なお、具体的な事業計画等については、年度ごとに検討します。

